

作新学院大学女子短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

作新学院大学女子短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

教育実践の基盤となる建学の精神「作新民」及び「自学・自習」「自主・自律」の理念を定め、明確かつ具体的に文章化している。使命・目的及び教育目的は、「学校法人船田教育会寄附行為」「作新学院大学女子短期大学部学則」に定められ、簡潔に文章化して明示しており、個性・特色を反映したものとなっている。

変化への対応は、「作新民」を時代の変化に対応した現代的な意識を加えて分かりやすい形で周知するなど、社会情勢などに対応して見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的は、学則に反映され役員、教職員の理解と支持を得ており、学内外への周知を図っている。また、令和3(2021)年度からスタートした「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 中長期計画」、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へも反映しており、教育目的を達成するため、教育研究組織の構成との整合性も確保されている。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、周知している。また、入試区分ごとにアドミッション・ポリシーを定め、選抜の実施と検証を行っている。収容定員充足率は概ね適正な数値を維持しており、入学者が減少している現状については改善策を立案している。学修支援については、学生生活の安定を図り、教職員が連携・協働して学修支援に取り組む体制が整備されている。「作新キャリア教育宣言」に基づき、教育課程内外を通じてキャリア教育を行い、教職協働の支援体制で実施している。教育目的の達成のために、校地、校舎、附属施設等が整備され、適切に管理・運営されている。施設・設備は、バリアフリー等の配慮を講じている。教育効果を上げるためにクラスサイズは適正に設定され、「幼児教育科のアセスメント・ポリシー」に基づいて各種調査を実施して学生の意見・要望を把握・分析し、その結果は、学修支援の体制や学生生活の改善に活用されている。

〈優れた点〉

- 「障がい等を有する学生への支援に関する基本方針」を整備し、教員とキャンパスライフ支援室が協働しながら障がいのある学生や合理的配慮を必要とする学生へきめ細かい支援を行っていることは、高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学生をはじめ学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定基準と卒業認定基準を適切に定め、厳正に適用している。教育目的に基づくカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーと一貫性があるディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページで公表するとともに、履修要項を活用して学生に周知している。

教育目的に基づくカリキュラム・ポリシーに沿った教養教育を適切に実施し、また、教授方法の工夫・改善を進めるための組織を整備して運用している。学修成果の点検・評価については、各種調査による多様なデータに基づいて行われ、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、フィードバックされている。

「基準4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを適切に発揮するために、学長の補佐体制が適切に整備されるとともに、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。教員の採用・昇任等は規定され、設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を確保しており、適切に配置されている。

FD(Faculty Development)活動は、目的・目標と実施計画を定めて組織的に行われ、また、教職員に必要な知識の習得及び資質の向上と教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的として、「作新学院大学女子短期大学部 FD・SD 委員会」が SD(Staff Development)研修会を毎年実施している。

研究支援については、基本的な研究環境が整備されており、研究倫理は、諸規定が整備され、厳正に運用されている。研究活動への資源配分は、適切に行われており、外部資金導入に関しても、積極的に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 短期大学独自のFD・SD活動として、短期大学に即したテーマの勉強会や学生FD・SD勉強会を毎年度実施しており、特に学生FD・SD勉強会では、学生からの丁寧な意見聴取が行われており、評価できる。
- 科学研究費助成事業獲得の促進を目的として、獲得者に対して、その評価に見合った金額を成果報酬として賞与へ反映していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、経営の規律と誠実性の維持がなされている。また、使命・目的を実現するため、法人業務を審議・決定して継続的な努力が払われている。環境保全や人権、安全に対する配慮は適切に行われ、危機管理の体制も整備され、適切に運用されている。

使命・目的の達成に向けて意思決定が円滑にできる体制が整備され、機能している。各管理運営機関の相互チェック体制も整備され、適切に機能している。

平成28(2016)年度から経営改善計画に基づく収支改善に取り組み、令和3(2021)年度以降は、新たな中長期計画を基盤とした適切な財務運営が行われている。財務基盤の確立に向けた外部資金の導入への努力が行われている。

法人の会計処理は、学校法人会計基準・経理規程等にのっとり適正に行われている。公

認会計士（監査法人）による会計監査と監事監査が厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 内部質保証の基本方針」を定め、理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、役職者をはじめ全ての構成員が連携・協力して推進に取り組むための組織を整備し、責任体制を確立している。

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 合同自己点検・評価委員会」を中心とした自主的・自律的な自己点検・評価を行い、学内外に公表しているほか、学長直属の「EM・IR 室」が十分な調査・データ収集と分析を行い、エビデンスに基づく自己点検・評価を適切に実施している。

建学の精神、教育理念、三つのポリシーに基づいて中長期計画が策定され、この中長期計画に基づく毎年の学長方針が各部局及び短期大学全体の事業計画に反映される形で、PDCA サイクルを循環させる仕組みを構築している。

総じて、短期大学は自らが掲げる建学の精神と使命・目的に基づき、保育者を養成する短期大学として、地域社会との密接な関係を生かして継続的な教育・研究に取り組んでいる。経営・管理は適切に運営され、財務については、経営改善計画に基づき適切な財務運営が行われ成果が上がっている。また、内部質保証のための自己点検・評価を実施し、定期的に改善の努力を払っている。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 第 1 回 作新リカレント講演会の開催
2. 第 19 回「学生&企業研究発表会」への出場と受賞

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

教育実践の基盤となる建学の精神「作新民」及び「自学・自習」「自主・自律」の理念を明確に定め、簡潔で具体的に文章化している。

使命・目的及び教育目的については、寄附行為及び学則に定め、ホームページや「Campus guide」「CAMPUS LIFE」等に掲載され、在学生をはじめ地域社会へ広く周知が図られている。

個性・特色及び変化への対応については、「作新民」を時代の変化に対応した現代的な意識を加えて分かりやすい形で周知するなど、変化へ対応できる体制を図っている。社会情勢などに対応して、必要に応じての見直しについては、建学の精神及び教育目的の「作新民」自体が、変化などに対応し日々自らを新たにしていこうという姿勢を体現しており、また、使命・目的及び教育目的を明記した学則については、審議を経て改定が行われている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則に反映され、役員、教職員の理解と支持を得て制定・改定されており、三つのポリシーと併せてホームページ等で公開し、「Campus guide」「CAMPUS LIFE」、履修要項等で、学生をはじめ学内外への周知を図っている。

「中長期計画の趣旨」において、建学の精神や教育理念、教育目的を踏まえた中長期計画の位置付けが述べられており、使命・目的及び教育目的が三つのポリシーとともに中長期計画に反映されている。

使命・目的及び教育目標を達成するため、教育研究組織として幼児教育科の設置とともに、協議機関としての教授会や各種の委員会を設置して、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の教育目的を踏まえてアドミSSION・ポリシーが策定され、ホームページや「Campus guide」、募集要項などに掲載され、周知されている。また、入試区分ごとにアドミSSION・ポリシーを定め、それぞれに適した形で入試を実施しており、当該年度の学生募集の評価はアドミSSIONオフィサーが作成する「入試総括」により共有されている。

適切な入学者数の維持のために年間 10 回以上のオープンキャンパスをはじめ、さまざまな入試広報活動を展開しており、定員未充足は続いているものの、直近 5 年間の収容定員充足率は概ね適正な数値を維持している。また、入学者が減少している現状について多角的に分析し、学生募集の方針を立案している。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援のために、学生生活支援指針を履修要項に明記し、学生委員会、学生部委員会、担任教員及び事務局各部署が協働し、学生一人ひとりの学修支援を実施している。

情報センターに ISA(Information Student Assistant)が常駐し、ICT(情報通信技術)活用に関する学生の相談援助を行うなど、SA(Student Assistant)が適切に活用されている。合理的配慮を必要とする学生に対しては、教員、事務局及びキャンパスライフ支援室が協働しながら一人ひとりのニーズに応じた支援を行っており、学生のピアサポートによる学修支援も進められている。また、中途退学、休学、留年への対応策として学生の修学状況に関する情報を教職員で共有し、協働して予防に努めている。

〈優れた点〉

- 「障がい等を有する学生への支援に関する基本方針」を整備し、教員とキャンパスライフ支援室が協働しながら障がいのある学生や合理的配慮を必要とする学生へきめ細かい

支援を行っていることは、高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「作新キャリア教育宣言」に基づき、教育課程を整備してキャリア教育を行っている。幼児教育科という特性を踏まえ、保育・幼児教育の専門職養成を教育の基盤に位置付け、実習教育とキャリア支援を連動させて、進路選択・就職活動の支援を行っている。一方で、保育・幼児教育分野以外の進路を希望する学生に対しても、教員とキャリア・就職支援課職員が連携して支援に取り組んでいる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

担任や学生委員会の教員と学生課職員による教職協働の支援体制を整備・運営している。学生の健康とメンタルヘルスの保持、障がいと学修困難についての支援を行うことを目的としてキャンパスライフ支援室が設置され、臨床心理士・内科医・精神科医などさまざまな専門家が配置されている。

学生委員会と学生課が学生の自治組織である学友会を支援し、年間を通して諸活動が盛んに行われている。

学生に対する経済的な支援については、入学時のオリエンテーションや進級時の説明会を通して学生課が各種奨学金制度を紹介し、個別相談に応じて利用を支援している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

保育者（幼稚園教諭・保育士等）の養成という教育目的の達成のために、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設等が整備され、適切に管理・運営されている。また、図画工作室、小児栄養実習室、小児保健実習室、音楽室、ピアノレッスン室などの各種実習施設と図書館が有効に活用され、模擬保育室とプレー室は授業と連携した地域貢献活動「わいわいひろば」でも活用されている。

施設・設備については、物理的・社会的障壁に対する配慮が必要な学生や来学者の利便性（バリアフリー等）を考慮して、身体障がい者用駐車スペースとカーポート、バリアフリートイレ、エレベーターやスロープ等を設置するなど、さまざまな措置が講じられている。また、教育効果を上げるため、学修環境を考慮してクラスサイズが適正に設定されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「幼児教育科のアセスメント・ポリシー」に基づいて各種調査を実施し、学生の意見・要望を把握・分析している。授業評価アンケートの結果は FD・SD 委員会において管理し、各教員に調査結果を通知して授業改善に結びつけている。

心身に関する健康相談や学生生活に関する学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、健康調査票の提出や「困りごと調査」の実施、教職員による学生や保護者との経済的支援に係る個別面談、「学生 FD・SD」「学長と学生のランチョンミーティング」などが行われており、そこで得られた学生からの意見・要望等は必要な範囲で学内共有され、学生生活の改善に適切に反映されている。

満足度調査では施設・設備などの学修環境についての質問も行い、早急な対応が必要とされる場合には、学長の指示のもとで担当部局が対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に明記した教育目的である保育者（幼稚園教諭・保育士等）の人材養成を踏まえた幼児教育科のディプロマ・ポリシーを定め、履修要項、短期大学ホームページ及び「Campus guide」に記載し、学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーは、新入生オリエンテーション及び各学期の履修オリエンテーションで幼児教育科長が当該年度の履修要項に基づき学生に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準と卒業認定基準の細目を学則で適切に定め、細目については、履修要項を活用して各種オリエンテーションで学生に周知している。また、半期に履修科目として登録できる単位数の上限を履修規程に定めている。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学生の自主的な学修の促進や教員による学修指導に活用するほか、免許・資格関連科目の履修認定条件に厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性がある幼児教育科のカリキュラム・ポリシーを策定し、短期大学ホームページで公表するとともに、各学期の履修オリエンテーションで履修要項を活用しながら学生に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関係はシラバスにも反映され、各授業のガイダンス等で学生に説明している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、ディプロマ・ポリシーに対応した科目群から成る教養科目を開講している。また、将来計画において教養教育と実習科目との関連付けを新たに検討する等の改善に取り組んでいる。FD・SD委員会と教務委員会が教員相互の授業見学、授業評価アンケート結果に基づく授業改善、FD・SD研修及びシラバス作成等を積極的に支援し、教授方法の工夫・開発に寄与している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの観点から、学生が身に付けるべき資質・能力の目標としてシラバスと「修学カルテ」という名称でeポートフォリオ内の自己評価ルーブリックに明記されている。学修成果の点検・評価は、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職ニーズ調査等、多様なデータに基づいて行われている。単位修得状況、GPAの平均値・分布等の指標は、教職協働で運営される「EM・IR室」が集計・データ化し、単年度・経年変化に基づく測定方法で分析している。各種調査結果はEM・IR担当教員が教授会で報告し、専任教員に共有されている。自己点検・評価委員会と教務委員会は教育内容・方法及び学修指導等の改善策を検討し、教授会での審議後、兼任教員を含む全教員に改善策の提案を行い、次年度の授業計画やシラバス作成の改善へ向けてフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学則に明記され、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、「作新学院大学女子短期大学部学長特別補佐選任規程」に基づき学長特別補佐が置かれて学長補佐会議も組織されているほか、各種委員会やセンター等により、学長の補佐体制が適切に整備されている。

また、「作新学院大学女子短期大学部教授会規程」において教授会の位置付けや役割、学

長裁定により定められた教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を規定して周知しており、学長特別補佐や幼児教育科長の役割と職務権限の明確化や、「学校法人船田教育会就業規則」「学校法人船田教育会事務局職員人事考課規則」に基づく職員の適切な配置と相まって、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用に際しては「作新学院大学女子短期大学部教員組織編成方針について」において公募制で行われることが規定され、設置基準で定める必要専任教員数及び教授数とともに確保しており、適切に配置されている。

また、FD活動を担う組織としてFD・SD委員会が設置され、毎年度、目的、目標、実施計画を定めている。教員相互の授業見学、併設する大学と合同で開催される研修会、短期大学独自で開催している勉強会、学生FD・SD勉強会が行われ、授業評価アンケートの調査結果もFD・SD委員会が管理し、各教員に通知して授業改善に適切に活用されているなど、組織的にFD活動が行われ、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施が行われている。

〈優れた点〉

○短期大学独自のFD・SD活動として、短期大学に即したテーマの勉強会や学生FD・SD勉強会を毎年度実施しており、特に学生FD・SD勉強会では、学生からの丁寧な意見聴取が行われており、評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

設置基準第35条の3及び「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部FD・SD委員会規程」等に基づき、教職員に必要な知識・技能の習得及び資質の向上と教育研究活動等

の適切かつ効果的な運営を図ることを目的として、毎年学内で実施される FD・SD 研修会や SD 研修会を実施している。また、学外で行われる日本私立大学協会や私学経営研究会、日本私立学校振興・共済事業団、日本学生支援機構等の諸団体により開催される種々の研修等に計画的かつ積極的に参加している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全教員へ個室の研究室が整備され、インターネット環境や必要な備品も備付けられている。学生の学修・研究環境についても整備され、学生満足度は概ね高い結果が出ており有効に活用されている。また、研究倫理に関するガイドラインや方針等の諸規則が定められ公開されている。研究者に対する研修などを通じて厳正に運用されている。研究活動への資源配分については、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教育研究費規程」が定められ、RA(Research Assistant)等の人的支援については十分とは言えないものの、研究費などの物的支援については適切に実施されている。一方、学長裁量経費を財源とする「教育研究開発改善経費」が公募され、意欲的な研究改善に対して資源が配分されている。外部資金導入に関しては、FD・SD 勉強会において科学研究費助成事業申請予定の教員による発表とピア・レビューをはじめ外部研修会へ参加を促進する等、積極的に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○科学研究費助成事業獲得の促進を目的として、獲得者に対して、その評価に見合った金額を成果報酬として賞与へ反映していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為で教育基本法、学校教育法に従い法令を遵守して教育事業を行うことが明記され、ホームページで閲覧に供されているほか、諸規則に基づき財務情報をはじめ各種法令で指定されている情報はいずれもホームページで公表されており、経営の規律と誠実性の維持がなされている。また、使命・目的を実現するため常勤理事会を毎月開催し、理事会の包括的授権に基づき法人業務を審議・決定して継続的な努力が払われている。環境保全、人権、安全に対する配慮は就業規則をはじめとする諸規則に基づく運用を通じて適切に配慮されており、学内外に対する危機管理の体制は、「学校法人船田教育会危機管理基本マニュアル」により整備され、短期大学救護訓練や災害救護訓練、図書館防災訓練、総務課通報訓練、消防訓練、指定学生寮での避難訓練などの諸訓練が行われており、適切に運用されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、寄附行為で法人の意思決定機関として定められた理事会と、「学校法人船田教育会常勤理事会設置規則」で理事会の包括的授権を受けて法人業務の重要事項等の審議・決定を行う常勤理事会を設置し、毎月の常勤理事会開催、年3回の定例理事会開催、随時開催の臨時理事会等を通じて、適切に体制が整備され、機能している。

また、理事会の出席状況は、議案賛否意思表示書提出による出席も含めると出席率は良好で適切に運営されており、議案への賛否もあらかじめ議案賛否意思表示書で表明されているとともに、理事の選任も寄附行為に基づき適正に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

意思決定に際しての法人及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携については、理事を兼ねる学長が、理事会・評議員会に上程する前に教授会において重要議案を詳細に

協議しているほか、理事長は評議員会を招集して予算、借入金、事業計画及び寄附行為の変更等について意見を聴いており、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境が整備され、意思決定が円滑に行われている。また、法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェック体制として、学長や一部の教職員も構成員となっている評議員会も理事会のチェック機能を果たしている。監事の選任方法は寄附行為により定められ、理事会・評議員会での意見表明や理事会・評議員会宛の監査報告書の提出など、寄附行為や「学校法人船田教育会監事監査規則」等の諸規則に則して各種の監査業務が適切に実施されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度の 5 年間、経営改善計画に基づき収支改善に取り組み、計画 2 年目には法人全体で基本金組入前当年度収支差額がプラスに転じた。令和 3(2021)年度以降は、新たな中長期計画を基盤とした財務運営に努め、法人全体及び短期大学ともに教育活動収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、直近 5 か年連続プラスで収支均衡が保たれており、適切な財務運営が行われている。また、法人全体における各種財務関係比率を見ると、概ね安定した数値で推移している。使命・目的及び教育目的の達成のため、財務基盤の確立に向けた外部資金の導入への努力が行われている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、予算執行・決算及び日常業務について学校法人会計基準・経理規程等にのっとり適正に行われている。また、やむを得ない予算転用や予備費使用については都度稟議（りんぎ）し理事長が決裁しており、予備費で対応できないものは補正予算を編成している。公認会計士（監査法人）による会計監査と監事監査規則に基づく監事監査が厳正に実施されている。監査の体制が整備されており、日常的会計処理や会計帳簿書類等についての定期的監査のほか、法人運営については、理事長からその方針や将来構想等の聴取も行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための全学的な方針として、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部内部質保証の基本方針」を定め、継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進している。

内部質保証のための組織は、合同自己点検・評価委員会が中心となり、短期大学と併設する大学及び学部等の自己点検・評価について合同の体制で全学的に取り組んでおり、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証を実現している。

内部質保証の責任体制は、学長の責任のもと、役職者をはじめ全ての構成員が連携・協力して推進に取り組み、責任体制を確立している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価については、合同自己点検・評価委員会が中心となって毎年自主的・自律的に自己点検・評価を行い、ホームページに自己点検評価書を掲載して学内外に公表している。また、中長期計画に基づく重点項目事業については、毎年度の事業計画・事業報告の中で恒常的に点検・評価を行っている。

エビデンスに基づく自己点検・評価とするため、学長の直属の「EM・IR室」がアセスメント・ポリシーに基づく十分な調査・データ収集と分析を行っており、それらのデータを活用しながら、自己点検評価書及びエビデンス集を作成しており、エビデンスに基づく自己点検・評価を適切に実施している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組

みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の機能性として、建学の精神と教育理念、三つのポリシーに基づいて中長期計画が策定されており、この中長期計画に基づいて当該年度に発表する学長方針が各部局の事業計画に反映される形で PDCA サイクルが機能している。

アセスメント・ポリシーに基づいて実施される各種アンケートの結果を、「EM・IR 室」が全て統一した様式で再整理し、合同自己点検・評価委員長及び教授会に報告して、改善のための PDCA サイクルの循環を確保している。

学外有識者 4 人を含む「作新学院大学女子短期大学部教育協議会」において、短期大学の教育基本方針及び実施体制、教育課程の編成方針等について学外関係者を招へいして意見を求め検討し、それらの検討結果を受けて短期大学の内部質保証の機能性を担保している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 地域社会との協働と地域社会への貢献

- A-1-① 社会貢献のための組織の整備
- A-1-② 連携事業の継続性の確保
- A-1-③ 特色ある事業展開

【概評】

社会貢献活動を推進するために、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部地域協働広報センター」を設置し、多種多様な事業の連携調整、地域社会及びステークホルダーとの連携・協働関係の形成と実践活動の支援を行っている。学長自らがセンター長に就き、短期大学及び併設の大学が有する教育研究資源を生かした特色ある地域貢献の窓口の役割を担っている。そこで展開される業務は、公開講座、生涯学習、キャンパス見学会、広報物の作成と管理、センター内に設置されるワーキンググループやプロジェクトチーム、委員会、外部資金獲得、私立大学研究ブランディング事業、ボランティアセンター等、多岐に渡る。連携事業の継続性が図られるよう、13 の企業・団体、12 の教育機関、6 の行政機関・自治組織と協定を結んでいることは特筆すべき点である。

特色ある地域連携事業としては、幼児教育科の特色を生かした親子参加型の公開講座や子育て支援イベント「わいわいひろば」の定期開催がある。これらの事業は、キャンパスの最寄りに JR 宇都宮駅から直通の次世代型路面電車システム LRT の停留場が令和 5(2023)年 8 月に設置されたことで、学外からの参加者の利便性が高まり、今後、特定の教

員に限らず、短期大学全体が有するリソースを地域に還元していくことで、更なる拡張と発展が期待される。その他、「防災士養成研修講座」の実施は、昨今のさまざまな災害による全国的な防災意識の高まりや社会情勢の変化を踏まえ、地域全体の危機管理対策に貢献する事業として、注目される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 第1回 作新リカレント講演会の開催

令和4（2022）年8月28日（日）に、「第1回 作新リカレント講演会」を本学の作新清原ホールを主会場にオンラインと併用という形で開催した。

当日は、会場50人（一般参加28人、しもつき会会員11人、教職員11人）・オンライン参加者19人の合計69人が参加した。この講演会は、本学の同窓会である「しもつき会」との共催で、地元メディアの下野新聞社ととちぎテレビの後援を受け、一般にも公開する形で行った。約半年の間、同窓会役員と本学教職員の担当者とは会議を重ねて企画を練り実施に至った事業である。

講演会では特別支援教育、学校ソーシャルワーク、応用行動分析、臨床心理学が専門の幼児教育科准教授が「はたらき始めてわかるコミュニケーションの大切さ～つながる・引き出す・つなげる～」と題し、幼児教育・保育の現場で同僚や保護者とのコミュニケーション能力の向上、職場での問題解決のための話し合いなどについて、ロールプレイングを交えて行った。参加した同窓生からは「学生時代を思い出して勉強することができた。」「とても参考になった。次回もぜひ参加したい。」という声をいただいた。

2. 第19回「学生&企業研究発表会」への出場と受賞

「学生&企業研究発表会」は「大学コンソーシアムとちぎ 学生&企業研究発表会実行委員会」の主催で、学生による地域活性化につながる研究や、人間生活の向上や改善に関する研究成果の発表を通じ、地域における学と学との交流、並びに、産学官金交流を図る事を目的として毎年1回開催される研究発表会である。

応募資格は大学コンソーシアムとちぎ加盟校に在学する学生である。発表は「地域社会貢献・人材育成分野」「環境エネルギー分野」「ものづくり・医療・福祉分野」の3分野で行われた。令和4（2022）年度の第19回の発表会には、栃木県内9の大学・短大・高等専門学校から52チームが参加した。

本学からは、2年生の学生5人がチームを組んで出場し、『音楽活動を用いたオンライン子育て支援の可能性』というテーマでコロナ禍により対面の保育実践が困難な状況を背景とした保育ビデオ（0歳から3歳くらいを対象）の制作とそれに関する研究の成果を発表した。令和4（2022）年12月3日（土）の最優秀賞選考会と同日に開催された各賞の選考会において、本学の学生チームは、「地域経済貢献賞」を受賞した。令和4（2022）年度の学生&企業研究発表会では、栃木県内の短期大学として昨年度に続き唯一の受賞だった。